

## 【海外療養費の支給申請のWF申請への変更のお知らせ】

海外療養費の支給申請の方法について、以下の通り変更させていただきます。

### ※ 申請方法の変更（書面申請から電子申請へ）※

2024年10月の申請から、電子申請・承認システム（Workflow System）による申請に変更します。この変更により、申請書の記入・押印が不要になり、入力ミスを軽減でき訂正も容易になります。また、書類の郵送などの手間も不要になります。原本一式（紙）は申請者による保管をお願いします。

### 【電子申請・承認システム（WF）による申請】

<https://fg11.sharepoint.com/0385/jp0630/SitePages/WorkflowWF01.aspx>

（カテゴリー「920\_健康保険組合」を選択、申請書ひな形「海外療養費」を選択）

申請は、従来通り、受診者ごとに、入院外来別に、月ごとに、同一医療機関の診療分を纏めてください。原本（紙）は、必要がある場合に提出依頼をしますので、申請後2年間の保管をお願いします。

### ※ 添付書類について ※

申請には、領収書と、医科の場合は診療内容明細書＜様式A＞及び領収明細書＜様式B＞、歯科の場合は診療内容明細書（歯科）＜様式C＞を必ず添付してください。

その他に、Outpatient Statement Detail Report、Medical Certificate など、治療、検査、処方内容を確認できる書類があれば添付をお願いします。添付は全てPDFをお願いします。

### ※ 邦訳の追記について※

添付書類の現地語のみで記載されている英語併記のない部分、および手書き英語表記部分に邦訳記入をお願いします。

様式A、B、Cに追記する場合、追記であることがわかるよう、コピーに医療機関等で使用のペンの色と異なる色のペン（鉛筆で可）で追記をお願いします。

### ※ PDF ファイルについて※

複数の書類を纏めてスキャンする場合、種類別ではなく、診療日で纏めていただくようお願いします。画像スキャンする際、多色刷りの文書はフルカラーで、解像度は紙媒体の文書と同程度の見読性が維持されるよう300dpi以上をお願いします。

ファイル名は、読取時の「年月日時分秒」の数字の羅列ではなく、「書類名称（診療内容明細書 or 様式A など）」、「領収書」、および「受診年月日」などを入れ、個人情報（氏名、従業員番号など）を入れないようお願いします。

### ※ その他 ※

海外で業務外の急な病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合に申請できますが、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。代替案がなく保険適用外の治療が必要になる場合には、治療等を受ける前に健康保険組合までご相談ください。